

山形県最低賃金	最低賃金額		効力発生日
	時間額	900円	令和5年10月14日

特定(産業別) 最低賃金	最低賃金額		効力発生日
	一般産業用機械・装置等製造業	時間額	961円
電気機械器具等製造業	時間額	945円	
自動車・同付属品製造業	時間額	961円	
自動車整備業 (分解整備従事者に限る)	時間額	965円	

※1 「一般産業用機械・装置等整備業」、「電気機械器具等製造業」は略称での表記

2 特定(産業別)最低賃金は、山形県内4つの産業の基幹的労働者に適用され、山形県最低賃金を上回る額で設定されている最低賃金です。

【問合せ先】山形労働局労働基準部賃金室 (TEL 023-624-8224) 又は最寄りの労働基準監督署